

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2024年6月3日

株式会社レスター

2024年6月3日

東京都港区港南二丁目10番9号
株式会社レスター
代表取締役 朝香 友治

吸収分割に係る事前開示書類

株式会社レスター（以下、「承継会社」といいます。）および共信コミュニケーションズ四国株式会社（以下、「分割会社」といいます。）は、両当事者間で締結した2024年5月13日付吸収分割契約書（以下、「本件契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日（以下、「本件効力発生日」といいます。）として、分割会社の映像・音響に関する事業に関する権利義務（以下、「本件承継権利義務」といいます。）を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。本件分割に係る事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件契約の内容に関する事項（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。なお、本件分割は、承継会社においては会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割となります。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本件分割に際して、承継会社は分割会社に対し、本件承継権利義務の対価として株式その他の金銭等の対価を交付しません。また、本件分割により承継会社の資本金および準備金の額は変動しません。以上について、分割会社は承継会社の完全支配子会社であることから相当であるものと判断しております。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書

類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。

6. 承継会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

- (1) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
該当事項はありません。
- (2) 最終事業年度がないときは、吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表
該当事項はありません。

7. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則 183 条 第 6 号、第 192 条第 7 号）

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割後の分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回りますので、分割の効力発生日以降において、分割会社が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

分割により承継会社が承継する資産の額は承継する負債の額を十分に上回りますので、分割の効力発生日以降において、承継会社が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しております。



吸収分割契約書



共信コミュニケーションズ四国株式会社（以下、「甲」という。）及び株式会社レスター（以下、「乙」という。）は、甲が映像・音響に関する事業（以下、「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下、「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、本事業に関して有する本権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

吸収分割会社（甲）
商号：共信コミュニケーションズ四国株式会社
住所：香川県丸亀市城南町61番地

吸収分割承継会社（乙）
商号：株式会社レスター
住所：東京都港区港南二丁目10番9号

第3条（承継する権利義務）

1. 本分割により、乙が甲から承継する資産、債務その他の権利義務（以下、「本権利義務」という。）は、別紙のとおりとし、別紙に記載のない権利義務は承継しない。
2. 甲及び乙は、本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
3. 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、重疊的債務引受の方法による。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、甲に対して金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金）

乙は、本分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年7月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は、別途協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会の分割承認）

1. 甲は、会社法第784条第1項の規定に基づき、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。



第 8 条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

- (1) 甲及び乙の取締役会において本契約の承認その他本分割に必要な事項に関する承認が決議されたこと。
- (2) 効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

第 9 条（競業避止義務）

甲は、効力発生日以降において、本事業に関し、会社法に基づく競業避止義務を負わない。

第 10 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本事業の遂行及び財産の管理をし、乙の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 11 条（費用・公租公課）

本権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、各自の負担とする。

第 12 条（本契約の変更、解除及び終了）

1. 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生し若しくは判明した場合、又は本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し、合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日までに第 8 条各号に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 13 条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙は、誠実に協議し、これを定める。

(以下余白)

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各1通を保有する。

2024年5月13日

(甲)

香川県丸亀市城南町61番地

共信コミュニケーションズ四国株式会社

代表取締役社長 秋山 英次郎



(乙)

東京都港区港南二丁目10番9号

株式会社レスター

代表取締役 朝香 友治



別紙 承継権利義務明細書

本分割により、乙が甲から承継する本権利義務は、以下のとおりとする。なお、承継する本権利義務は、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産	
(1) 流動資産	178,694,449 円
① 現金及び預金	0 円
② 売掛金	175,794,179 円
③ 商品	2,900,270 円
(2) 固定資産	31,267,693 円
① 有形固定資産	14,767,517 円
② 無形固定資産	579,824 円
③ 投資その他の資産	15,920,352 円
2. 承継する負債	
(1) 流動負債	126,575,978 円
① 買掛金	118,132,362 円
② 未払費用	4,860,457 円
③ 前受金	3,583,159 円
(2) 固定負債	8,055,040 円
① リース負債	8,055,040 円
3. 承継するその他の権利義務	
その他甲及び乙が別途合意したもの	

以上

第51期決算公告

香川県丸亀市城南町61番地
 共信コミュニケーションズ四国株式会社
 代表取締役 秋山 英次郎

貸借対照表

令和 5 年 3 月 31 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 233,014,717】	【流動負債】	【 177,272,205】
現金及び預金	34,257,627	買掛金	118,953,746
売掛金	182,675,548	短期借入金	45,000,000
商品	2,900,270	未払費用	4,912,500
立替金	174,513	前受金	3,583,159
仮払金	1,022,459	預り金	322,800
未収税金	12,000,100	賞与引当金	4,500,000
貸倒引当金	△15,800	【固定負債】	【 24,894,372】
【固定資産】	【 73,065,258】	リース負債	8,304,520
(有形固定資産)	(55,841,100)	退職給付引当金	16,589,852
建物	6,208,992		
建物付属設備	5,988,697	負債の部合計	202,166,577
構築物	268,151		
工具器具備品	1,435,656	純資産の部	
リース資産	8,695,700	【株主資本】	【 103,913,398】
土地	32,922,272	(資本金)	(10,000,000)
一括償却資産	321,632	資本金	10,000,000
(無形固定資産)	(1,303,806)	(利益剰余金)	(93,913,398)
電話加入権	723,982	利益準備金	2,900,000
ソフトウェア	579,824	別途積立金	20,750,000
(投資その他の資産)	(15,920,352)	繰越利益剰余金	70,263,398
出資金	13,000		
敷金	3,006,000	純資産の部合計	103,913,398
差入保証金	12,901,352		
資産の部合計	306,079,975	負債及び純資産の部合計	306,079,975

個 別 注 記 表

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

I. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

棚卸方法 個別法による原価法
評価方法 移動平均法

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）は、定率法を採用しております。ただし平成10年4月1日以後に取得した建物については、定額法を採用、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
無形固定資産は、定額法を採用しております。
リース資産は、リース期間定額法を採用しております。

消費税等の会計処理方法

税抜方式

引当金の計上基準

貸倒引当金 一般債権 法定繰入率
賞与引当金 将来の支給見込額のうち当期負担額
役員退職慰労引当金 将来の支給見込額

III. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

32, 049, 201円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数（発行済普通株式）

20, 000株

当期末株式数（発行済普通株式）

20, 000株